

1 相談支援事業

(1) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

① 近隣市町村と共同実施している事例〔深川市〕

★ ポイント ★

24時間365日を通じて相談支援事業に対応できる体制を地域に確保するため、近隣市町村と共同実施している事例です。

広域的な事業となることから、関係市町村への専門的な指導、助言等も行える体制を確保するとともに、居住サポート事業や地域活動支援センター事業を一体的に実施しています。

居住サポートは、日中の生活面と併せた支援が必要となることから、単独市町村での相談体制確保が困難な場合の参考としてください。

② 地域移行とともに生活全般の支援を実施している事例〔伊達市〕

★ ポイント ★

施設や病院からの地域移行や在宅等からの住み替えなど、障がい者の地域での生活を支援するため、居住サポートを主に自立生活全般にわたる支援を実施している事例です。

障がい者が希望する地域での安心した暮らしを支援する体制づくりの参考としてください。

※ 障害者自立支援法の改正関連

法の一部改正により平成24年4月から「相談支援の充実」を図るため、現行の「居住サポート事業」（補助金）で行われているものと同様の事業を個別給付化（「地域定着支援」）することとなっています。

市町村地域生活支援事業（住宅入居等支援事業〔居住サポート事業〕）
市町村名 深川市

1 事業実施方法

(1) 単独・複数市町村共同実施の状況

北空知1市5町（深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町）で実施
幌加内町が上川総合振興局管内となったが、地域生活支援事業については北空知での共同実施を継続している

(2) 直営・委託・補助の状況（委託・補助の場合は指定相談支援事業所など委託先）

指定相談支援事業所である社会福祉法人広里会 北空知障がい者支援センターあつぷるに事業委託（地域活動支援センターI型を含む）

2 事業内容（入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整）

相談支援事業を24時間365日体制で対応できる体制を確保するよう委託しており、その中で住居サポート事業に関する次の内容について対応している。

- ・アパートへの入居支援
- ・訪問相談支援、24h相談対応
- ・ホームヘルプサービスや訪問看護、給食サービス等のサービスの調整
- ・入居契約における保証人の対応

3 相談体制の状況（相談窓口・人員・職種、連携体制（ネットワーク・協力機関・自立支援協議会との関係）、障がい者以外の対象の有無等）

北空知障がい者支援センターあつぷるに居住サポート事業を含めた相談窓口を設置、精神保健福祉士1名（常勤・センター長兼務）と相談支援員2名（常勤）で対応（夜間の相談は携帯電話で受け付け）。

連携体制としては、案件毎に行政機関、医療機関、通所施設、グループホーム、居宅介護事業所等を必要に応じて招集し、個別ケア会議を開催し情報の共有化を図っている。

支援センターは自立支援協議会の事務局も担当しているが、自立支援協議会として支援体制を検討していく体制はできていない。

障がい手帳を所持しない方からの相談にも応じているが、現状のところ支援センターが主体となった居住サポート事業に該当する案件の支援実績はなし。

4 事業費（22年度予算及び内訳）

委託料 相談支援事業 8,451千円
（内訳：人件費 6,491千円 事務費 470千円 事業費 794千円 一般管理費 246千円）

5 事例紹介（この事業に至るまでや現状等も含めて）

障がい者支援センターが主体となった居住サポート事業の支援実績はないが、事業を委託する以前より、深川市内の障がい者団体が組織する「深川市障がい者ネットワーク協会」において、障がい者に関する就労支援、住居支援等のテーマを決めて独自に取り組んでいた。

【ネットワーク協会で行った住居支援に関する事例】

平成 19 年に、深川市内の不動産業者を回り、障がい者が入居可能な 10 件の物件を確保。このほか、全室空室のアパート 1 棟（6 戸）を入居可能とすることができた。

現在 2 名が利用しており、障がい者支援センターが日常の生活の支援をしている。日中は地域活動支援センターを利用している。

（アパートへの入居支援をした一例①）

A 氏 主病名：てんかん（易怒性、2～3 ヶ月に 1 回程度のとんかん発作）

経済状況：障害基礎年金 1 級、生活保護

平成 20 年、市内精神科病院 PSW より情報提供あり。

金銭等のトラブルから兄弟との仲が悪く、飲酒や易怒性から暴力行為に至り、他者とのトラブルが絶えず、警察等が介入し入退院を繰り返している状況であった。

入院中に支援センター相談員が面会し、相談支援と地域活動支援センター通所の契約及び単身生活の希望を確認する。入居可能なアパートを紹介し、入居契約。当時、保証人となる親族がおらず支援センターのセンター長が保証人となる。

生活状況においては、障害基礎年金 1 級と生活保護を受給していたが、年金 2 カ月分を 1 ヶ月で使い込んでしまうことから、こづかい帳を付けるなどの金銭管理を開始。しかし、意に沿わないことや些細なことで興奮しやすく、暴力団との関わりをほのめかす電話をかけたたり、暴言、支援センタースタッフにも刃物を持って手を挙げるなどの行為が続き、経済状況の改善はみられなかった。

平成 22 年より担当相談員の変更にともない、支援方針の見直しを図る。信頼関係の構築、医療機関との情報共有、行政機関と連携し兄弟関係の調整、金銭を預かり経済状況の安定化を図ること、面談を重ね感情をコントロールできるようになるよう支援を進めることとした。

これまで、てんかん発作の状況については多くを語らなかったが、ひどく疲れた時に発作が起こっていること、発作時には A 氏自ら救急車を呼び病院にかかっていることが判明した。また A 氏は、義理堅くて優しく繊細な気持ちがある反面、常に強い不安を抱えており、自分の身を守るために刃物を持ち暴れてしまっていることが関わりの中で分かってきた。

現在では、単身生活に慣れてきたこともあってか暴力行為はみられなくなり、概ね落ち着いた生活ができるようになってきている。経済面においても 1 日 1,000 円程度の生活費でやりくりできるようになりつつある。また、A 氏の人柄を考慮し、精神障がい者地域生活支援事業におけるピアサポーターとして委嘱している。対象者の退院支援を行いながら、地域活動支援センターに通所している状況にある。しかし、関わり方や関わる人によっては興奮する場面もあることから、今後も継続的な支援は必要である。

(アパートへの入居支援をした一例②)

B氏 主病名：統合失調症

経済状況：障害厚生年金2級

高校、職業訓練校を卒業後、土木関係や運送会社を数か所勤務、離婚時期は不明だが一度結婚歴あり。30歳代で発病、発病後は両親の住む実家で一緒に暮らしていた。

平成17年頃から精神科デイケアに通い、平成19年より当センター利用開始。特に相談事は無く経過していたが、平成20年に本人から、「一人暮らしがしたい」と申し出がある。家族の意向としては、本人が単身生活を継続できる能力があるのかが心配で、あまり賛成していない様子だったが本人および家族、関係機関を交え面談とアパートの見学を行う。

就労したいという意欲はあるが、長続きしない点や飲酒による浪費癖、食事作りなどの課題があげられ、この課題に対して、家族による金銭管理とセンターの相談支援を受けながら単身生活をする事、デイケアや地域活動支援センターの通所、本人が同意、アパートの契約を締結。家族が保証人となっている。また、日中活動にはデイケアと地域活動支援センターの通所を開始した。

支援を受けながら、通所および日常生活は概ね継続できていた様子。さらに本人から働きたいという希望があり、平成21年には就労継続支援B型を申請したが、たび重なる繁華街での多量飲酒および浪費が発覚し入院。2週間ほどで退院し、就労支援事業所を利用したいとの希望があり、担当者会議を開催。将来的には一般就労を視野に入れていく方向性で支援が進められた。

就労支援を受けながら、本人独自で仕事を見つけパート勤務を始めるが2週間ほどで辞め、次の企業では、企業に障害があることを伏せていたため、業務で不都合が生じたこと（運転免許はあるが、仕事での車の運転は禁止されていた）で続けられなくなり、離職している。

そこで就労支援事業所と話し合い、障害者であることを伏せず一般就労を目指すことや、さらに就労のためのスキルアップを目的として、平成22年より就労移行支援事業の利用を開始することとした。

現在、生活にも慣れ、金銭管理に関しても通帳は本人が所持し、家族は通帳の確認をする程度になっている。通所に関しても継続できており、就労移行支援のスタッフと相談しながら、一般就労に向けた就労支援が進められているところである。

【当市の今後について】

自立支援協議会設立後、自立支援協議会で北空知一帯を対象として何をどのように検討したら良いのか、また、深川市障がい者ネットワーク協会とどの様に連携をとればよいのかなどが明確になっておらず、今後、居住サポート事業の役割分担などの整理を含め、自立支援協議会としての具体的な取り組みを進めていく必要がある。

6 参考資料

北空知1市5町の「障がい者地域生活支援事業の広域実施に関する協定書

障がい者地域生活支援事業の広域実施に関する協定書

深川市、株背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町及び峯加内町（以下「関係市町」という。）は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第77条に規定する地域生活支援事業の広域実施に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北空知管内の障がい者等が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係市町が連携し、地域生活支援事業を広域的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 広域的に実施する地域生活支援事業（以下「広域事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 地域活動支援センター事業

（協定期間）

第3条 この協定の期間は、平成18年10月1日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに関係市町から何等の意思表示がないときは、更に1年間その期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

（実施方法）

第4条 関係市町は、広域事業を社会福祉法人広里会（以下「委託事業者」という。）に委託して実施するものとする。

2 委託事業者は、関係市町の承諾を得て、業務の一部について、他の社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 関係市町は、広域事業を委託実施するに当って、北空知地域自立支援協議会を共同で設置し、中立的・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを推進するものとする。

（対象者）

第5条 広域事業の利用対象者は、原則として、次に掲げる者とする。

- (1) 相談支援事業 関係市町に居住する障がい者等及びその家族、保護者とする。
- (2) 地域活動支援センター事業 関係市町に居住又は出身の障がい者等とする。

（相談支援事業）

第6条 相談支援事業は、次に掲げる内容とする。

- (1) 一般的相談事業
- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

② 社会資源を活用するための支援（各種支援策に関する助言、指導等）

③ 社会生活を高めるための支援

④ ヒアカウンセリング

⑤ 権利の擁護のために必要な援助

⑥ 専門機関の紹介

⑦ 北空知地域自立支援協議会の運営

(2) 機能強化事業

① 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

② 関係市町の職員及び地域の関係機関・団体等への専門的な指導、助言等

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

① 賃貸住宅等への入居支援

② 居住支援のための関係機関による支援体制の調整

2 相談支援事業の実施方法は、次に掲げるものとする。

(1) 訪問相談支援

相談支援を希望する者の家庭・職場等に定期的若しくは随時に訪問し、又は相談支援を必要とする地域を巡回するなどの方法により行うものとする。

(2) 外来等相談支援

外来、電話、メールなどの方法により行うものとする。

3 委託事業者は、相談支援事業の実施に当って、24時間・365日を通じて対応できる体制を確保するものとする。

（地域活動支援センター事業）

第7条 地域活動支援センター事業は、次に掲げる内容とする。

(1) 基礎的事業

① 創作的活動及び生産活動の機会の提供

② 社会との交流の促進等の便宜の供与

(2) 機能強化事業（地域活動支援センターI型）

① 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整

② 地域住民ボランティアの育成

③ 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発

(3) 個別支援事業

① 日帰り短期入所事業

2 委託事業者は、前項第3号の個別支援事業の実施に当って、指定短期入所事業者に業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

（委託基準）

第8条 委託事業者は、指定相談支援事業者の指定を受けていなければならない。

2 委託事業者が広域事業を実施するために設置する事業所は、次に掲げる人員及び設備等の基準を満たしていなければならない。

- (1) 人員基準

① 相談支援事業

ア 職員は2名以上配置し、うち1名は常勤職員とすること。
イ アの職員のうち1名は、専門的職員とし、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師その他これらに準ずる知識と実務経験を有すると北空知地域自立支援協議会が認めた者とすること。

② 地域活動支援センター事業

ア 職員は3名以上配置し、うち2名は常勤職員とすること。
イ アの職員のうち1名は、専門職員とし、障害者支援施設、障害福祉サービス所その他これらに準ずる施設の従業者の実務経験が概ね5年以上有する者で、かつ社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者とすること。

③ 事業所管理責任者

ア 事業所に管理責任者1名を配置すること。
イ アの管理責任者は、相談支援事業に従事する職員又は地域活動支援センター事業に従事する職員と兼ねることができる。

(2) 設備基準

① 相談支援事業

ア 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

② 地域活動支援センター事業

ア 活動室 活動に必要な備品等を備えること。

イ 相談室 相談支援事業との兼用可

ウ 静養室 活動室との兼用可

エ 洗面所・便所

3. 委託事業者は、相談支援事業に従事する職員と地域活動支援事業に従事する職員が相互に連携、協力することにより、広域事業の効果的な実施を図るものとする。

(利用者負担金)

第9条 委託事業者は、教材費、行事費、生活用品など専ら利用者自身に供する経費の実費相当額（以下「利用者負担金」という。）を地域活動支援センター事業の利用者に負担させることができるものとする。

2 前項の利用者負担金は、関係市町が協議し毎年度決定するものとする。

3 委託事業者は、前項の利用者負担金のほか、行事等の実施において利用者から費用負担が別に必要となる場合には、利用者の同意を得て、参加負担金等の支払いを受けることができる。

(委託料)

第10条 関係市町は、広域事業の実施に要する経費の算定に当って、委託事業者から収支計画書の提出を求め、委託料の基本額を設定するものとする。

2 委託事業者に支払う委託料は、前項の基本額から第9条第2項に規定する利用者負担金を控除した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず第7条第1項第3号に規定する個別支援事業の委託料は、

それぞれ関係市町と委託事業者との間において定めるものとする。

(委託契約及び補助申請)

第11条 広域事業に関する委託事業者との委託契約は、関係市町を代表して深川市が締結し、委託料を支払うものとする。

2 広域事業に関し、国又は道から個別に補助金が交付される場合は、関係市町を代表して深川市が交付申請手続きを行うものとする。

(負担金)

第12条 広域事業の実施に要する経費は、第10条の委託料の基本額から利用者負担金、補助金等の収入を控除した額（以下「市町負担対象額」という。）について、関係市町で負担するものとする。

2 関係市町それぞれ別の負担金の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 負担割合は、均等割、人口割、利用者割及び障がい者割とする。

(2) 均等割、人口割、利用者割及び障がい者割の負担割合及び負担額は、関係市町が協議し毎年度決定するものとする。

3 深川市を除く関係市町は、前項により算出された負担金を深川市に支払うものとする。

(北空知地域自立支援協議会)

第13条 北空知地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）は、30人以内の委員で構成する。

2 委員の関係市町の構成人数は、深川市は15名以内、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町及び網走町の各町は3名以内とする。

3 委員は、次に掲げる障がい福祉関係者から関係市町長が委嘱する。

(1) 関係市町の障がい福祉担当課長等

(2) 障がい当事者又は家族などで組織された障がい者関係団体

(3) 相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、ボランティア、学識経験者等

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 相談支援事業及び地域活動支援センター事業の運営、評価に関すること

(2) 困難事例への対応のあり方に関すること

(3) 地域の関係機関・団体によるネットワーク構築に関すること

(4) 地域の社会資源の開発、改善に関すること

(5) その他地域の障がい福祉のシステムづくりに関すること

6 協議会に、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

7 協議会の運営は、次のとおりとする。

(1) 協議会は、会長が招集する。ただし、最初の協議会は関係市町を代表して深川市長が招集する。

(2) 協議会は、会長が主宰する。

(3) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。
8 協議会の円滑な運営を図るため、必要に応じ、分野別に協議する部会等を設けることができる。

(個人情報の管理・保護)

- 第14条 委託事業者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 2 相談支援事業及び地域活動支援センター事業に従事する職員又は従事していた職員は、利用者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。
- 3 利用者等の支援のため関係機関等との連携調整等において個人情報が必要な場合には、利用者等から同意を得るものとする。
- 4 その他個人情報の管理・保護に関しては、委託事業者は、関係市町の関係条例等を守り、その責務を負うものとする。

(中立・公平性の確保)

- 第15条 委託事業者は、相談支援事業の趣旨を踏まえ、特定のサービス提供事業者に偏らない事業の中立・公平性について、他から誤解を受けることのないよう事業運営に努めるものとする。
- 2 委託事業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者等を差別的に取り扱ってはならない。
- 3 委託事業者は、利用者等に事業の内容を十分説明し、要望又は苦情等があった場合は、誠意を持って対応するものとする。

(事業の周知)

- 第16条 関係市町と委託事業者は、利用対象者が広域事業を利用しやすくするため、事業の目的や利用方法等について、積極的な広報活動に努めるものとする。

(疑義等の決定)

- 第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、関係市町は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。
- 2 関係市町は、前項の協議及び広域事業の調整のため、障がい福祉担当課長等会議を必要に応じて開催するものとする。
- 3 広域事業の調整に関する庶務は、深川市が担当する。

(協定の改定)

- 第18条 この協定の締結後、この協定で定めた事項について変更の必要が生じたときは、関係市町が協議して協定を改定することができるものとする。

市町村地域生活支援事業（住宅入居等支援事業〔居住サポート事業〕）
市町村名 伊達市

1 事業実施方法

(1) 単独・複数市町村共同実施の状況

単独実施

(2) 直営・委託・補助の状況（委託・補助の場合は指定相談支援事業所など委託先）

委託（委託先：社会福祉法人 北海道社会福祉事業団
伊達市障がい者総合相談支援センターあい）
平成20年度から委託

2 事業内容（入居支援、24時間支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整）

- 入居時支援
住宅の確保、契約の援助・代行、引っ越し、転居（住民票・光熱・郵便・手帳や年金等の住所変更等）、近隣への挨拶同行等
- 24時間支援
事務所開設時間外は、携帯電話で対応。
- サポート体制の調整
ホームヘルパー、訪問看護、給食（配食含む）サービス等の利用調整。その他の日常的なヘルプコールに対する支援は委託先事業所が担っている。

3 相談体制の状況（相談窓口・人員・職種、連携体制（ネットワーク・協力機関・自立支援協議会との関係）、障がい者以外の対象の有無等）

- 相談窓口 委託先事業所。3名（常勤換算3名）。相談支援専門員。
- 連携体制の状況
 - ・知的障がい者～福祉サービス事業所
 - ・精神障がい者～病院（CW・看護師・相談室）、生活訓練施設等の福祉サービス事業所
 - ・身体障がい者～行政
- 自立支援協議会との関係
支援センターに自立支援協議会運営を委託。協議会では相談支援事業所として実績を報告する他、事業の必要なケースの紹介を行っている。
- 対象
障がい者（児）（手帳の有無にかかわらず、ニーズがあれば行っている）

4 事業費（22年度予算及び内訳）

- 1,200,000円
【内訳】100,000円×12か月

5 事例紹介（この事業に至るまでや現状等も含めて）

1 事業に至るまでの経過及び現状

委託先である社会福祉法人北海道社会福祉事業団は、昭和43年の北海道立知的障害者総合援護施設太陽の園の開所時から運営管理を受託し、利用者の希望を叶えるべく当初から地域移行を進めてきました。昭和48年には、入所施設と地域生活の中間的役割を果たす伊達市立通勤寮の設置に伴いその運営管理についても受託をし、入所施設→通勤寮→共同住宅・下宿・自立アパートの流れの中で当然住宅の確保、契約行為の援助・代行、転居後の継続的な支援を行い、地域生活移行のノウハウを培ってきたところです。

市立通勤寮は現在の「だて地域生活支援センター」となり、委託事業所の職員もこのセンターの勤務経験者であることから、この居住サポート事業を行うに際しては、施設や病院からの単身生活、在宅や借家からの住み替えにこれまでのノウハウを生かし、利用者・相談者のニーズを充足させるべく各機関との連携を図りながら行っています。

期限は基本6ヶ月、必要に応じ最大一年間となっていますが、平成20年度から当事業を利用した方は計13名おり、その方々全員が最大の一年間を利用されていて、またその後も委託事業所の支援を離れない限り、現実的には支援は継続されています。また、この事業の対象になっていない方々の支援も継続的或いは断続的に同じように行われており、中には障害者手帳を所持していない方の居住支援も含まれます。

2 事例（別紙に記載）

事例1 精神障がいがある方のケース

事例2 知的障がいがある方のケース

3 まとめ

居住サポート事業は、居住支援を主に自立生活全般の支援を行う必要があることから、相談支援事業所、福祉サービス事業所はもとより、日中活動の場や職場、地域などの協力や連携の元を実施されるべきものと思われます。

障がいのある方の支援は、限られた一定期間内で終了する方も勿論いらっしゃいますが、殆どの方、特に知的障がい者の場合は、生涯にわたっての継続的な支援が必要となりますし、精神障がい者の場合も、訪問看護やホームヘルプだけでは、十分な支援がなされているとは言えない現状にあることから、各機関との協力体制のもとに支援体制の強化を図る必要があります。

6 参考資料

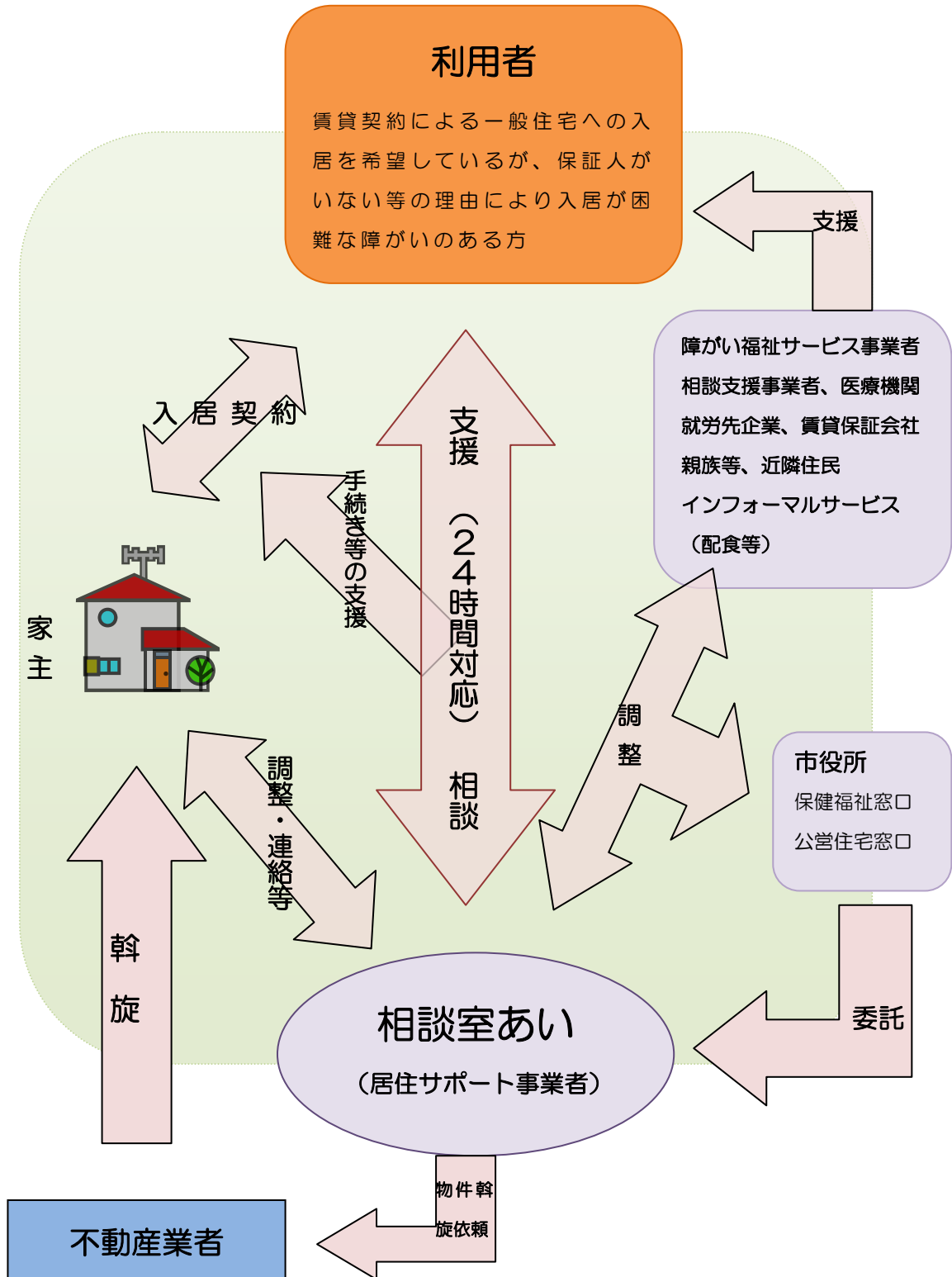
(1) 事例1、2

(2) 相談連携体制イメージ図

伊達市障がい者住宅入居等支援(居住サポート)事業利用事例

		事例 1	事例 2
利用者	性別	男	男
	主障がい	精神	知的
	同居者	無し	妻(知的障がい)
利用期間		12ヶ月	12ヶ月
住居	支援前	病院(精神科)	アパート
	支援後	アパート	アパート
保証人		父親	無し～保証協会利用
利用の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・双極性鬱にて入院 ・状態が安定し、本人が退院・単身生活を希望。 (親との折り合い悪く他市より転入し、生活保護を受けながら求職) 	<ul style="list-style-type: none"> ・階下住人(知的障がい者)とのトラブル頻発 ・以前より転居を希望しており、保証人がいなかった。
主な支援内容		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅探し、見学 ・意向確認 ・事業申請手続き、契約手続き ・就労支援事業所利用サービスの確認・見学・挨拶同行 ・生活保護相談同行 ・入居後支援 (各機関調整、事業所訪問、住宅定期訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅探し、見学、意向確認 ・不動産へ公的保証人の説明・了解 ・事業申請手続き、契約手続き ・引っ越し支援・保険加入 ・買い物同行 ・光熱関係等連絡 ・自治会、近隣挨拶同行 ・入居後部分支援 (職場訪問、住宅定期訪問)
利用期間中の支援回数		延べ50回(1,046分)	延べ76回(2,330分)
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・利用期間終了後についても、定期訪問や病院同行、トラブル時の相談・対応などを関係機関との調整を図りながら支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用終了期間後についても、定期訪問や職場への連絡・調整などを関係機関との調整を図りながら支援を行っている。

相談連携体制イメージ



④ 相談支援の充実

(施行期日)
原則として平成24年4月
1日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとにとり組む状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

- 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。
- 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

- 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。
※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は2,731人(H21.4)。

地域移行支援・地域定着支援について

1. 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

- 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

2. 地域定着支援

居家で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

- 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

